

令和8年度群馬県内における環境 SDGs 波及キャラバン企画運営業務仕様書

1 概要

本仕様書は、「令和8年度群馬県内における環境 SDGs 波及キャラバン企画運営業務」（以下「本業務」という。）に当たり、必要な仕様を定めるものである。

※¹ 環境 SDGs：SDGs の 17 のゴールのうち、特に環境問題や環境保全に関するものに重きを置いたもの

2 業務名称

令和8年度群馬県内における環境 SDGs 波及キャラバン企画運営業務

3 本業務の趣旨・目的

群馬県では2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ぐんま5つのゼロ宣言」の実現に向け環境問題の解決に取り組んでいるところである。

2030年までに温室効果ガス排出量の半減に向け、県民や県内企業等における環境 SDGs に対する意識の醸成や行動変容を促進するため、群馬県では群馬県公認環境 SDGs ファシリテーター（以下「ファシリテーター」という。）による普及活動を支援している。

本業務では県内全体に環境 SDGs の取組を拡大させるため、県内12市において群馬県公認環境 SDGs ファシリテーターが運営する群馬県環境 SDGs・脱炭素まちづくりカレッジ（以下「カレッジ」という。）を導入していくとともにファシリテーターの将来的な自走に向けた支援を行うため、環境 SDGs 波及キャラバン（以下「キャラバン」という。）を実施する。

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

5 本業務の内容

（1）キャラバンにかかる設計・調整等

ファシリテーターが県内各地域で普及活動を実施できるように、12市と日程調整等を行う。なお、実施に当たってはファシリテーターが県内12市を巡るキャラバンをイメージしたものとし、年間を通した一つのイベント形式とする。なお、ファシリテーターが次年度以降、自走できるよう可能な限り設計・調整にファシリテーターを参加させること。

① 開催地域：群馬県内12市

- ② 実施時期：令和8年6月～令和9年2月（予定）
- ③ 実施回数：計24回（12市×2回）以上
- ④ 特記事項：以下の点に留意し、設計を行うこと
 - ア. 受託者は、委託者が市に対して事業説明を行うキックオフミーティングに同席すること。
 - イ. 受託者は12市とファシリテーターとの開催日時・会場の調整を各市と行うこと。なお、12市の開催日時・会場日程は広報物を令和8年5月末までに決定し、広報物に反映できるようにすること。
 - ウ. 委託者が8月に県庁舎で主催予定の小中学生向け環境学習イベント「(仮称) 夏休み大作戦 2026」もキャラバンの一環として開催スケジュールに盛り込むこと。なお、令和7年度の様子は以下 URL を参照すること。
(<https://ecogunma.pref.gunma.jp/activities/1641.html>)
 - エ. キャラバン実施にかかる会場使用料・機材費やテキスト教材代、ファシリテーターの派遣費・旅費等全ての経費は、受託者が負担すること。
 - オ. カレッジ終了後に各市から[群馬県環境 SDGs・脱炭素まちづくりカレッジ等派遣実施報告書（別記様式第8号）](#)にて受託者に実績報告させること。
 - カ. イベント全体のプロモーション設計として、イベントタイトルやロゴを制作すること。
 - キ. 当イベントの事前準備～カレッジ開催内容～開催結果のフィードバックに至るまで一定の水準が担保できるよう、各種手引書やマニュアル事前の確認事項などチェックリストを作成すること。

(2) 広報・運営等の補助

普及活動の広報や活動のための会場作り・運営の補助等を行う。詳細は以下のとおり。

- ① 広報物
 - ・年間の開催スケジュール（全日程）が掲載された広報物を作成すること。なお、作成にあたっては委託者と協議を行うとともに、データでも納品すること。
A4 判フライヤー（両面カラー）：20,000 部
B2 判チラシ（片面カラー）：250 部
- ② 広報・申込者集計等
 - ・普及活動の参加者を募るため、地域住民に対して広報を行うこと。広報に当たっては、市広報誌等へ掲載するなど各市と連携し実施するほか、効果的な広報手段がある場合には委託者と協議し、実施方法を定めること。なお、幅広い層へ訴求させるため、専用プロモーションサイトの構築をするほか、市の SNS やデジタルサイネージにおける情報発信等を可能な限り導入をすること。また、ファシリテーターに対して広報の協力を求めること。

- ・①で制作した広報物を活用し、各市でのカレッジに多くの参加者を動員できるよう努めること。
- ・参加者の募集申込について、受託者は各市と調整の上専用の申込 form を作成・運用管理すること。また、申込者の集計を行い、集計結果を適宜委託者及び市へ報告すること。
- ・受託者は、申込者からの問い合わせを受け付けるための専用のメールアドレス等を設け、その内容を委託者及び市へ報告すること。なお、問い合わせに対する回答は委託者と受託者が相談の上、決定することとする。

③ 会場・運営等補助

- ・会場の設営及び参加者の受付について、基本的には各市が行うものとし、委託者及び受託者は各市が必要と認める範囲で協力すること。
- ・普及活動の運営はファシリテーターが行うものとし、受託者はファシリテーター、各市もしくは委託者が必要と認める範囲で、資料配付や写真撮影等運営補助を行うこと。

(3) フォローアップ

キャラバンの実施後に各市とファシリテーターを交えたフォローアップを行い、事業終了後もカレッジが自発的に開催されるように各市とファシリテーターの関係構築を行うこと。

- ① 実施市：全 12 市
- ② 実施のタイミング：普及活動の実施後
- ③ 実施方法：対面やオンライン等
- ④ 内容：キャラバンの設計・調整、広報・運営及び実施結果のほか、課題や要望について、ファシリテーターと 12 市担当者が意見交換できる場を設定し、その結果をとりまとめること（任意様式）。また、受託者はファシリテーターと 12 市の連絡先交換を促すとともに今後のカレッジ開催の調整方法等を整理し、次年度以降ファシリテーターが自発的に 12 市と連携し、カレッジを実施できるように努めること。なお、とりまとめた結果については他のファシリテーター及び市並びに委託者に情報共有すること。

6 年間スケジュール

令和 8 年 4 月～5 月 委託者主催によるキャラバン事前説明（キックオフミーティング）
開催 ※委託者、受託者及び 12 市担当者（※希望者のみ）が参加

令和 8 年 5 月 キャラバン年間スケジュールの確定

令和 8 年 6 月～令和 9 年 2 月 キャラバンの開催

7 成果物・実施報告等

- ・ A4 判フライヤー（両面カラー）：20,000 部
- ・ B2 判チラシ（片面カラー）：250 部
- ・ 事業実施報告書
- ・ 提出期限 令和9年3月31日（水）

8 情報管理

業務遂行にあたり、知り得た情報を外部に漏らしてはならない。また、本業務に資する目的以外のために利用してはならない。なお、契約期間が終了した後も同様とする。ただし、情報提供者の承諾が得られた場合にはこの限りではない。

9 その他

- (1) 「5 本業務の内容」から「8 情報管理」までの要件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず、減額する場合がある。
- (2) 契約は、選定された企画提案書と本仕様書の内容について、改めて委託者と受託者と細部を打合せのうえ締結する。
- (3) この業務にあたり、著作権等の手続が必要な場合、必ず手続を経ること。仮に第三者から権利侵害、損害賠償等が主張された場合は、受託者が自らの責任で対処することとし、委託者は一切の責任を負わないものとする。
- (4) 打合せなど業務を行うに当たり必要な関係者との調整については、受託者の責任において円滑かつ効果的に実施すること。
- (5) 成果物については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。また、申立を受けた場合、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (6) 本事業に関する所有権や著作権は、委託者に帰属することとし、委託者は事前の連絡無く加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等については受託者に留保するものとする。また、委託者はこの業務において生じる成果物等を、受託者が他の業務で使用することを妨げない。
- (7) 受託者は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務の実施に関して知り得た個人情報又は秘密について他人に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。
- (8) 本業務の実施に当たっては、各種関係法令・条例等を遵守すること。
- (9) 受託者は業務の実施に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所管の警察署に届け出なければならない。
- (10) 委託者は必要に応じ、受託者に対して委託業務の進捗状況について調査・報告を

求めることができるものとし、委託者が調査・報告を求めた場合、受託者は速やかに対応すること。

- (11) 本業務の一部を再委託する場合、事前に再委託範囲、及び再委託業者を群馬県に書面で提示し、了承を得ること。また、受託者は再委託先の行為について全責任を負うこととする。

再委託先となったものがさらに第三者に委託（再々委託）することは原則として禁止する。

- (12) この仕様書に定めのない事項については、委託者が受託者に対し別途指示する。